



教育・保育の場はどのようなところ？

認定こども園

(0歳児～就学前児童)

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設です。
 認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。
 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さまも学校教育・保育と一緒に受けることができます。
 また、すべての子育て世帯を対象に、子育て相談や親子の交流の場を提供します。
 なお、幼児教育と保育に従事する職員は、「保育教諭」又は「幼稚園教諭免許」、「保育士資格」のいずれかを有しております。
 ※「保育教諭」とは、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」を併有している者です。

満3歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通じた教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが会える一番最初の学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施します。なお、幼児教育に従事する職員は、「幼稚園教諭免許」を有しております。

※ 現行の幼稚園は、給付対象施設の幼稚園又は認定こども園か、給付対象施設に移行しないこれまで通りの幼稚園として継続していくかを、各幼稚園で選択します。なお、新制度がスタートする平成27年4月以降に移行する場合があります。

幼稚園

(満3歳児～就学前児童)

保育所

(0歳児～就学前児童)

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。
 0歳から小学校就学前までのお子さまに、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。
 一日11時間の開所時間の他に、園により延長保育や子育て相談、一時預かりなど様々なニーズに応じた保育を実施します。なお、保育に従事する職員は、「保育士資格」を有しております。
 ※ 現行の保育所は、給付対象施設の認定こども園か、これまで通りの保育所として継続していくかを、各保育所で選択します。なお、新制度がスタートする平成27年4月以降に移行する場合があります。

地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで少人数(定員5人以下)を対象に、家庭的保育者(保育ママ)の自宅で、乳幼児3人までの保育を実施します。(家庭的保育補助者がいる場合は、乳幼児5人までの保育を実施します。)

なお、家庭的保育者は、市(町村)長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市(町村)長が認める者です。(家庭的保育補助者は、市(町村)長が行う研修を修了した者です。)

小規模保育事業(A型・B型・C型)

少人数(定員6人～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を実施します。

なお、保育に従事する職員は、A型がすべて「保育士資格」、B型はその半数以上が「保育士資格」を有しております。C型は、「家庭的保育者」であり、市(町村)長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市(町村)長が認める者です。

事業所内保育事業

会社内や事業所内の保育施設などで、保育所の配置基準(※)に基づき、従業員のお子さまと、地域のお子さまと一緒に保育します。

なお、利用定員20名以上の施設において、保育に従事する職員はすべて、「保育士資格」を有しております。利用定員19名以下の施設の職員は、その半数以上が「保育士資格」を有しております。

居宅訪問型保育事業

障がいや疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、お子さまの自宅で1対1の保育を実施します。

なお、保育に従事する職員は、「家庭的保育者」であり、市(町村)長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市(町村)長が認める者です。

地域型 保育事業

(0歳児～2歳児)

〈小規模保育事業の配置基準〉

A型・B型は、保育所の配置基準(※)より、1名以上多く職員を配置します。

C型は、乳幼児3人につき、1名の職員を配置します。

※保育所の配置基準

0歳児は、3人につき、職員1名を配置。

1歳児、2歳児は、6人につき、職員1名を配置。



地域子ども・子育て支援事業ってなに？

すべての子育て世帯を支援するため、地域の実情に応じて様々な子育て支援に取り組む事業です。

利用者支援事業

お子さまとその保護者又は妊娠している方などが認定こども園や幼稚園、保育所などの教育・保育施設を利用したい時の相談・助言、また、一時預かりなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援を行う事業です。

宇都宮市では、平成26年9月から、一部の地域子育て支援拠点(子育てサロン)に経験や専門性を有する「宮っこ子育てコンシェル」を設置し、幅広い情報の集約をはじめ、関係機関と連絡調整を行いながら、お子さまやその子育て世帯にあった施設・事業の利用に関する相談支援を実施しています。

《宇都宮市の利用者支援事業はこのような事業です》

？



子どもを預けたいけど、どうすればいいのかな？
子どものことで気になることがあるけど、どこに相談すればいいのかな？

利用者支援事業

宮っこ子育てコンシェル

子育て世帯のニーズにあった、情報提供・相談に応じます

宇都宮市では、
子育てサロン中央(駅前通り1-4-6)
Tel. 028-627-0204
子育てサロン竹林(竹林町226)
Tel. 028-621-4788
子育てサロン北雀宮(若松原2-18-30)
Tel. 028-653-5164
子育てサロン石井(石井町2989)
Tel. 028-660-0600
子育てサロン西部(鶴田町970-1)
Tel. 028-647-4740
において実施しています。

認定こども園

(0歳児～就学前児童)

幼稚園

(満3歳児～就学前児童)

保育所

(0歳児～就学前児童)

地域型
保育事業

(0歳児～2歳児)

子どもの家
留守家庭児童会

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用支援・援助
(案内・アフターフォローなど)

ファミリー サポート センター

子ども発達センター

児童相談所
(家庭児童相談)

地区市民センター
(地域の保健師)